

バス路線のダイヤ改正について

1 趣旨

バス運転手の改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）の改正を踏まえた、バス路線の運行ダイヤ改正について協議するものです。

2 改善基準告示の改正について

バス運転手の改善基準告示が令和4年12月に自動車運転者の健康確保等の観点により見直しが行われ、拘束時間の上限や休息时间等が改正されました。（令和6年4月1日施行）

【改善基準告示改正の内容】

	現行	改正後
1年の拘束時間	原則：3,380時間 最大：3,484時間	原則：3,300時間 最大：3,400時間
1か月の拘束時間	原則：281時間 最大：309時間	原則：281時間 最大：294時間
1日の休息时间	継続8時間	継続11時間を基本とし9時間を下回らない

※拘束時間・・・「労働時間」＋「休息时间」

※休息时间・・・業務終了時刻から、次の始業時刻までの時間

この改善基準告示に基づき、バス路線の運行ダイヤを一部改正（減便）

3 ダイヤ改正の対象路線及び内容について

- ・祖陽が丘団地循環線 …… 別紙1のとおり
- ・水都西線 …… 別紙2のとおり
- ・市塙・赤羽工業団地線 …… 別紙3のとおり
- ・対象路線図 …… 別 図のとおり

4 改正日

令和6年3月20日予定